七七	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二二号、第八一一九・二一号、第八一一九・二九号、第八一一九・五一号、第八一一九・五二号、第八一一九・五九号、第八一一九・九二号、第八一一二・九九号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	中華人民共和国
八一	関税率表第九六〇三・二一号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年五月

○財務省告示第二百二十号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五　名古屋税関中部空港税関支署

十六　名古屋税関清水税関支署静岡空港出張所

○財務省・農林水産省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十二号の下欄の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

農林水産大臣　石破　茂

第四号の2中「第十六号の2」を「第十七号の2」に改める。

第七号の4の(3)中「第十七号の5の(2)のハ」を「第十八号の5の(2)のハ」に改める。

第八号の4中「第二十二号の2の(4)」を「第二十三号の2の(4)」に改める。

第十号の1の(1)中「第十七号の6の(1)及び第二十四号の2の(1)」を「第十八号の6の(1)及び第二十五号の2の(1)」に改め、同(4)の「第二十二号の2並びに第二十四号の2及び7」を「第二十三号の2並びに第二十五号の2及び7」に改め、同号の4中「第二十四号の8」を「第二十五号の8」に改める。

第十四号中5を7とし、4の次に次のように加える。

5　前号に規定する事業に必要な資金であって、次に掲げるもの

(1)　食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(2)　米穀を原料又は材料として利用する食品（米穀を原料又は材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原料又は材料として利用する食品を含む。(3)において同じ。）又は飼料の製造、加工又は流通に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(3)　米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金

6　5の(1)又は(2)に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連する前号に規定する事業に必要な資金

第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法別表第一第十二号の下欄の主務大臣の指定する事業は、次のとおりとする。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第五条第三項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って行う同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第九十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十一年六月三十日

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
高島屋東京店	一棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積七七四三・四六平方メートル、地上八階地下三階建、屋上塔屋四階付	株式会社高島屋	大阪府大阪市中央区難波五丁目一番地五号	東京都中央区日本橋二丁目四番一号
白岩堰堤砂防施設	四所		国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	富山県富山市有峰字真川谷割・同中新川郡立山町芦峅寺字松尾
本堰堤		重力式コンクリート造堰堤、堤長七六・〇メートル、堤高二〇・〇メートル、上流護岸及び導水堤附属			
副堰堤		重力式コンクリート造堰堤、堤長三一・五メートル、堤高一〇・〇メートル、石張護岸附属			
床固		コンクリート造床固、長さ三七・〇メートル、高さ三三・〇メートル			
方格枠		鉄筋コンクリート造方格枠、上端長一六・五メートル、下端長五九・〇メートル、三〇段、土留擁壁附属			
忠谷家住宅主屋	四棟	桁行一九・五メートル、梁間一一・三メートル、一部二階、切妻造、桟瓦葺、東面及び西面下屋附属、鉄板葺	忠谷久五郎	石川県加賀市橋立町ウ一五九番地一	石川県加賀市橋立町ウ一五九番地一
新座敷		桁行四・六メートル、梁間六・五メートル、切妻造、桟瓦葺、西面廊下附属、桟瓦葺、南面廊下附属、鉄板葺			